

Path 5. リスク管理の強化

「信任と誠実」、「信用を重んじ確実を旨とする」 ——信託の根本理念と住友の事業精神の実践

事業運営に伴うさまざまなリスクの顕在化によって企業価値を損なうことを防ぐための態勢づくりもまた、企業価値の最大化に貢献します。当社は、複雑化・多様化する事業環境に合わせて、内部統制、リスク管理やガバナンス（企業統治）体制の整備と高度化に取り組んでいます。



「Path5」における平成19年度の計画と実績、および平成20年度の目標

平成19年度		平成20年度
計画	実績	目標
<ul style="list-style-type: none"> リスク管理、コンプライアンスにおけるPDCAサイクルの強化 	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理計画・コンプライアンスプログラムの着実な遂行と、その検証・改善を通じてPDCAサイクルを定着化した 	<ul style="list-style-type: none"> 海外クレジット投資に関するリスク管理態勢の高度化
<ul style="list-style-type: none"> バーゼルⅡ、日本版SOX法などの制度、規制への対応の推進 	<ul style="list-style-type: none"> バーゼルⅡ対応は、算定・検証プロセスの充実などで運営を定着化。日本版SOX法は施行後の対応態勢を整備 	<ul style="list-style-type: none"> システムリスク管理態勢の強化



それこそが住友信託銀行の「守り」の支えであり、経営戦略の根幹として成長を支える原動力です。



COMMENT

推進担当者コメント

個人情報保護を保護する基本的法令として個人情報保護法が平成17年4月に施行されましたが、当社では、まず基本的理念として個人情報保護宣言を行い、お客様から信頼される銀行No.1を目指しています。保護の要である「利用目的内での個人情報の適切な取得」、「取得した個人情報の安全管理」、「取得した個人情報の第三者への提供の制限」、「従業者・委託先の監督」、「お客様のお求めに応じ取得した個人情報の開示」などにつき各種規定・取り扱いを定めるとともに、その遵守につき指導・研修を行っています。同時に当社のみならず当社子会社・関連会社にも同様の取り扱いを求め、住友信託銀行グループとして個人情報保護の強化に努めています。

また、万一個人情報漏えいが発生した場合の対応として、全社横断的情報セキュリティ小委員会を開催し、原因の究明、再発防止策の策定、お客様へのご連絡など、経営陣と情報共有して迅速に対応する態勢をとっています。

小林 春樹 業務管理部 IT統制室システムリスクチーム 主任調査役

> 主要なリスクと取り組み方針

金融商品・サービスの進化につれて、今、金融機関が取り扱うべきリスクは一段と複雑化・多様化しています。加えて、当年度には新たな自己資本比率規制である「バーゼルII」の導入（平成19年3月）や金融商品取引法の施行（同年9月）、そして米国発の金融不安が発生するなど、

事業環境の変化も一層加速しています。

こうした中、当社は、業務の特性に対応したリスク管理態勢の構築を経営の最重要課題と位置付け、当社グループの事業展開と持続的成長を支える強固な経営基盤としてのリスク管理の充実と高度化に取り組んでいます。

リスクの種類とその対応

当社は経営上のリスクを損失の要因別に区分し、それぞれのリスクの性質に合った管理を行っています。代表的なリスク・カテゴリー（リスク区分）である信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクについては特性に応じたリスク量の正確な算定を心がけるとともに、これらを統合して総体的に捉え、当社の経営体力と比較・対照することによって管理しています。

それぞれのリスク・カテゴリーの基本的対応方針として、信用リスク管理では「与信ポートフォリオの分散化」と「個別与信管理の厳正化」に留意し、市場リスクは収益の源泉としてのリスクを許容しうる範囲で能動的に引き受け、収益の極大化を図るよう適切な管理を心がけています。オペレーショナルリスクの管理にあたっては、事故の発生を未然に防ぐ一方で、万一事故が発生した場合に迅速かつ適切な措置を講じるような内部管理態勢の強化に努めています。

統合的リスク管理と統合リスク管理

銀行の自己資本の充分性を国際基準で検証する「バーゼルII」は、従来のBIS規制に比べ金融機関の直面するリスクをより精緻に評価すると同時に、金融機関のリスク管理能力向上を促すことを目指しています。

当社では、こうした規制上の自己資本比率算定に含まれないリスクも含め、それぞれのリスク・カテゴリーごとに評価した自社が直面するリスクを総体的に捉え、資本の充分性および効率性の観点から当社の経営体力と比較・対照することによって管理しています（統合的リスク管理）。また、当社グループが保有するリスクのうち計量可能なリスク（信用リスク・市場リスクおよびオペレーショナルリスク）に関しては、内部管理手法に基づく統一的なリスク計測指標によって、各リスクを定量的に管理しています（統合リスク管理）。

リスク・カテゴリー

	リスク・カテゴリー	リスク管理部署	リスク説明
統合的リスク管理 （すべてのリスク・カテゴリーを総体的に評価するリスク管理） VaRを統一尺度とする定量的なリスク管理	信用リスク	リスク統括部	信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク
	市場リスク	リスク統括部	金利、株式、為替などの価格やレートの変動、あるいはその他の資産価格の変動により、資産・負債の価値や収益が変動し、損失を被るリスク
	オペレーショナルリスク	リスク統括部	業務の過程、従業員などの活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク（以下の事務リスク～風評リスクを含む）
	事務リスク	事務推進部 （うち 内部不正は人事部）	従業員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより損失を被るリスク
	情報セキュリティリスク	業務管理部	情報管理、システム障害、システム開発プロジェクトの不適切な管理などに起因し、当社の情報および情報システムの機密性、完全性、可用性が損なわれるなどにより損失を被るリスク
	コンプライアンスリスク	コンプライアンス統括部	内外の法令・規制・社会規範の遵守を怠ったため罰則またはクレーム・訴訟を受けるリスク、および、必要な条項の欠落、取引相手の法的行為能力の欠如など、契約上の障害により取引を完了できなくなるなどにより損失を被るリスク
	人的リスク	人事部	人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇などの問題）、ハラスメントなどの問題により損失を被るリスク
	イベントリスク	総務部	自然災害・戦争・犯罪など、非常事態の発生により損失を被るリスク
	風評リスク	リスク統括部	マスコミ報道、風評・風説などにより当社および子会社などの評判が悪化し、経営に大きな影響を及ぼす（可能性のある）ことにより損失を被るリスク
流動性リスク	リスク統括部	必要な資金の確保が困難になったり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク、市場で取引できなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク	

（注）リスク管理についての詳細は、2008ディスクロージャー誌をご覧ください。

> コーポレート・ガバナンスとリスク管理体制

当社は、コーポレート・ガバナンス（企業統治）を、「より効率的で透明な経営を通じて当社が持続的な成長・発展を遂げるために行う、経営上の意思決定・執行・監督にかかわる仕組み」と位置付け、その充実に努めています。

また、リスク管理を含む内部統制の仕組みをガバナンス体制に組み込むことにより、経営にかかわるリスクの低減とリスク発生時の迅速かつ適切な対応を推進しています。

ガバナンス体制

グループの中核である住友信託銀行では、執行役員制と事業部制を導入し、経営の意思決定と業務執行の迅速化を図っています。月1回以上開催される取締役会では、経営方針を含む重要な業務執行を決定し、各取締役・執行役員の業務執行状況を監督します。また、リスク全般の管理に関する各種方針および計画の策定と周知、管理・報告態勢の構築と権限付与なども行います。

経営の意思決定を迅速化するため、取締役会の下には経営会議（原則週1回開催）および各種審議会*（週1～月1回開催）を設置しています。経営会議は、経営方針に関する事項や個別重要事項を審議・決定するほか、取締役会の定めた方針に従って、リスクに関する規定の承認やその実行のための態勢整備などを行います。一方、各種審議会は、事業戦略やリスク管理などに関する重要事項を審議・決定しています。

また、経営管理各部内の独立部署として、リスクの正確な認識や継続的な評価、適切な管理・運営ならびにコンプライアンス態勢（46頁参照）の整備などを行うリスク管理部署を設置しています。

* ALM・投融資・受託財産運用など（ALMとは資産と負債を総合的に管理することにより、市場リスクや流動性リスクを管理する手法）。

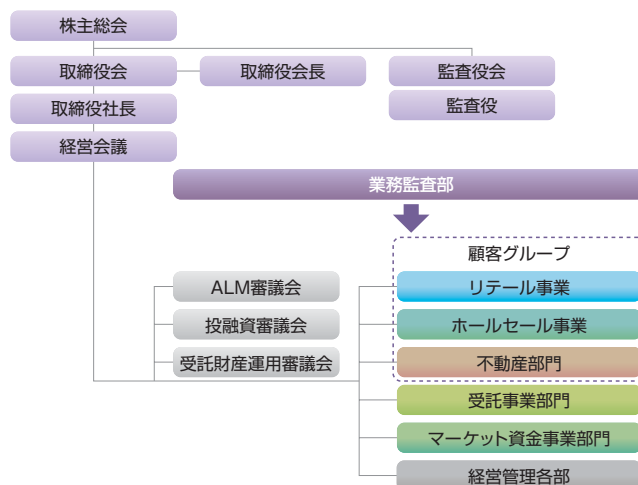
監査体制

当社は監査役制度を採用しており、監査役制度と内部監査・監査法人による監査を合わせた三様監査体制の下でその連携の強化に努めています。

監査役5名のうち過半数にあたる3名は社外監査役です。社外監査役には異業種出身で経営管理業務の経験を有する人材、会社法や金融機関の経営・業務に詳しい法律学者、金融機関の経営者経験を有する学者を選任し、専門的かつ多角的な視点での監査を実施しています。

内部監査についても強化を図っています。内部監査部署（業務監査部）は、取締役社長直轄の組織として、業務執行に係る部署から独立した立場で、経営の諸活動状況や監査結果について、適時適切に取締役会へ報告しています。

業務執行・監督など内部統制体制



> コンプライアンス

コンプライアンス(社会規範を含む法令等の遵守)は、従業員一人ひとりが「あらゆる法令・ルールや社会的規範を厳格に遵守するとともに、人権を尊重し、倫理にもとることなく、誠実かつ公正に行動する」(当社「倫理憲章」より)ことによって実践されます。

現場におけるコンプライアンスの推進

当社は、現場でコンプライアンスが着実に実践されるよう、本部および国内外の全店部にコンプライアンス・オフィサー(コンプライアンス担当者)を配置しています。このコンプライアンス・オフィサーが、日常的なモニタリングや指導を通じてコンプライアンス意識の向上・徹底を図り、業務運営の第一次チェックをしています。これに加え、業務監査部が第二次チェックとして監査を行う体制を敷いています。

また、一人ひとりへのコンプライアンス意識の浸透を図るため、研修の強化も進めています。全社的なテーマについては、コンプライアンス統括部が中心となって研修を実施しています。業務・商品の特性やお客様の属性に応じた研修については、コンプライアンス・オフィサーが各店部で実施しています。

コンプライアンス推進体制の全体像

コンプライアンスの推進体制は、当社の内部統制システムの中核をなすものです。

全社の体制整備や推進活動などで中心的役割を果たしているのが、コンプライアンス統括部です。同部は、コンプライアンスに関する年間の実践計画や関連規則の整備および研修などの諸施策を一元管理しています。また、リーガル・チェックなどの態勢を整備しており、店部に対するサポート機能も強化しています。さらに、グループ全体のコンプライアンス体制の整備や実践を徹底するため、当社の子会社に

当社では、一人ひとりのコンプライアンス意識の向上と実践の徹底を図るため、社内規則やマニュアル、そしてチェック・推進体制などのコンプライアンス環境を整備し、課題や問題点などに対し自浄作用が働く組織を目指しています。

体制(組織、規程体系など)の整備を指導しています。

このコンプライアンス統括部などに必要な検討・対応を指示するのが、同部の統轄役員を委員長とするコンプライアンス委員会です。コンプライアンス委員会は、こうした体制や実施状況、運営上の問題点をチェック・検討し、必要に応じてその対応方針を取締役会などに提言・報告します。

また、業務監査部もコンプライアンス状況に関する内部監査結果を取締役会に報告します。

これらコンプライアンス統括部・業務監査部からの報告を受け、取締役会は、その報告内容を経営施策に反映させています。

上記に加えて、万一の事態が発生した場合にも速やかに適切な処置ができる体制も整えています。具体的には、従業員が経営層に直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設けています。

コンプライアンス体制



> 顧客保護等への取り組み

従来よりも複雑な仕組みや特徴を持つ金融商品が増加する中、金融機関には、その商品の仕組みやリスクなどをお客様に適切かつ十分にご説明し、ご理解いただくことが強く求められています。また、お客様からの苦情や要望などに対する適切な対応、顧客情報の適切な管理

の重要性も一層高まっています。

当社は、これらのお客様への対応（以下、「顧客保護等」）の充実をコンプライアンスとならぶ経営上の最重要課題と位置付け、「CS評価No.1」のブランドの確立を目指してその取り組みを強化しています。

環境変化に合わせた規則や組織体制の整備

平成19年9月の金融商品取引法の施行などの事業環境変化への対応とお客様本位の経営の実践を目指し、当社は、顧客保護およびお客様の利便性向上に向けた体制の整備・確立のための方針（「顧客保護等管理方針」）を制定しています。平成19年度には、同方針に基づきCS推進部の新設などの組織体制整備を行うとともに、適合性原則の徹底や適切な情報提供などを定める顧客説明マニュアルを整備しました。

お客様の情報保護に関しては、「個人情報保護宣言」を行い、社内体制の整備と顧客情報の適切な保護と利用に努めているほか、お客様の個人情報の外部委託先・子会社での取り扱いに対する指導など、取引先も含めた徹底を推進しています。

お客様の声をサービス向上につなげる取り組み

当社ではCS推進部が中心となって、お客様から頂戴する相談・苦情・ご要望などを業務改善やサービスの向上につなげる取り組みを展開しています。コンプライアンス委員会は、その実施状況をチェックし、必要に応じてその対応方針などを取締役会などに提言・報告しています。当社は、こうした活動を通じてお客様の保護の徹底と利便性の向上の双方を実現し、金融機関として社会の期待と負託に応えるとともにお客様からの一層のご支持をいただけるよう、努力していきます。

お客様への適切な対応と顧客情報保護の推進

当社は、金融商品の勧誘や販売に関する方針である「お客様へのお約束」を店頭やホームページで公表しているほか、社内規則の整備や研修の充実などを通じて、お客様の側に立った適正な金融商品の勧誘・販売を徹底しています。

お客様へのお約束

私たち住友信託銀行は、「的確な運用と万全の管理」に努める「資産運用型金融機関」として、法令等を遵守するとともに、お客様に適切にご判断いただけるよう、次の勧誘方針に基づき、商品サービスをお勧めすることを約束いたします。

1. お客様にお伺いした、商品サービスのご経験・知識、ご資産の状況、お取引の目的などに応じて、お客様に適した商品サービスの提供に努めます。
2. 提供いたします商品サービスにつきましては、その内容やメリットだけでなく、リスク、手数料なども十分ご理解いただけるよう、適切でわかりやすい説明に努めます。
3. 事実と異なる情報をお伝えしたり、不確実なことを断定的に説明するなど、お客様に誤解を招くような説明や勧誘はいたしません。
4. お客様への電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うように努めます。
5. お客様に適した商品サービスをご提供できるよう、正しい知識とわかりやすい説明方法の習得に努めます。